

人事行政の運営等の状況について

武雄市における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和7年3月31日

武雄市長 小 松 政

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験の状況

(令和5年度、単位：人)

区 分	申込者数	受験者数(A)	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)	※参考
一 般 事 務	97	97	15	6.5	8
一般事務(保健師)	10	10	2	5.0	1
一般事務(社会福祉士)	1	1	1	1.0	1
一般事務(土木)	4	4	2	2.0	2
計	112	112	20	5.6	12

※参考は、令和6年4月1日採用者数です。

(2) 職員の採用の状況

(令和5年4月2日～令和6年4月1日、単位：人)

区 分	競 争 試 験		選 考		計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
一 般 事 務	3	5	0	0	3	5	8
一般事務(保健師)	0	1	0	0	0	1	1
一般事務(社会福祉士)	1	0	0	0	1	0	1
一般事務(土木)	2	0	0	0	2	0	2
計	6	6	0	0	6	6	12

(3) 職員の退職の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日、単位：人)

区 分	男性	女性	計
定 年 退 職	4	2	6
勸 奨 退 職	0	1	1
そ の 他	4	3	7
計	8	6	14

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(定員管理調査、単位：人)

区 分		職員数 (R5. 4. 1)	職員数 (R6. 4. 1)	主な増減理由
一般行政	議 会	6	5	
	総 務	100	102	組織区分及び配置の見直し
	税 務	23	23	
	労 働	0	0	
	農 林	21	21	
	商 工	13	14	
	土 木	33	33	
	民 生	36	37	
	衛 生	23	24	
	小 計	255	259	
特別行政	教 育	56	58	配置の見直し
公営企業等	水 道	5	1	組織区分及び配置の見直し
	その他	27	27	
	小 計	32	28	
合 計		343	345	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員(教育長を含まない。)の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、会計年度任用職員を除きます。

2. 職員定数は、472人です。

2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成及び適材適所な人事異動、公正な給与処遇を目的として、人事評価を実施しています。

評価の対象職員	派遣職員を除く全職員
評価者	課長級以上の職員が評価（1次評価、2次評価）
評価項目	能力評価、業績評価

3 職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況 (令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R6.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人 4万7202	千円 266億892万6	千円 14億1249万9	千円 35億1177万0	% 13.2

(注) 1. 人件費には、市長など三役、市議会議員、その他各種委員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度普通会計当初予算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
会計年度任用職員 以外の職員	人 321	千円 12億9863万8	千円 2億2391万8	千円 5億2086万9	千円 20億4342万5	千円 636万6
会計年度任用職員	人 6	千円 1393万4	千円 12万6	千円 562万8	千円 1968万8	千円 328万2

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含んでおりません。
2. パートタイム会計年度任用職員は含んでおりません。

(3)-1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在 給与実態調査)

一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
平均給料月額	平 均 年 齢	平均給料月額	平 均 年 齢
33万2700円	44歳 3月	31万4800円	55歳 7月

(注) 1. 市の一般行政職とは、全職員から水道企業職員、税務職員、栄養士、保健師、技能労務職員を除いた職員です。

(3)-2 会計年度任用職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

平均給料月額	平 均 年 齢
19万4000円	50歳 8月

(注) 1. パートタイム会計年度任用職員は含んでおりません。

(4) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		武 雄 市		国	
		決定初任給	採用2年経過 日の給料月額	決定初任給	採用2年経過 日の給料月額
一般行政職	大学卒	19万6900円	20万7900円	19万6200円	20万6600円
	高校卒	16万6700円	17万5200円	16万6600円	17万4900円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在 給与実態調査)

区 分		経験年数 10 年 (9 年～11 年)	経験年数 15 年 (14 年～16 年)	経験年数 20 年 (19 年～21 年)
一般行政職	大学卒	26 万 4980 円	28 万 7988 円	32 万 9421 円
	高校卒	22 万 9050 円	25 万 7260 円	29 万 6460 円
技能労務職	高校卒	—	—	—

- (注) 1. 経験年数とは、市職員としての在職年数及び採用までに前歴のある者は前歴換算後の年数を加えたものです。
2. 給料月額は、該当職員が4人以上いる階層を掲げたものであり、空欄は4人に満たないために記載していません。

(6) 一般行政職の等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和6年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事の職務	26	9.2%	主事	26	49	17.4%	主事級
				計	26			
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	23	8.2%	主事	23			
				計	23			
3級	係長、副主幹又は主任の職務	68	24.1%	主任	45	96	34.0%	係長級
				副主幹	15			
				係長	8			
				計	68			
4級	1 課長代理又は主幹の職務 2 困難な業務を分掌する係長又は副主幹の職務	52	18.4%	副主幹	14	82	29.1%	課長代理級
				係長	14			
				主幹	20			
				課長代理	4			
				計	52			
5級	1 課長、所長、参事又は室長の職務 2 困難な業務を処理する課長代理又は主幹の職務	58	20.6%	主幹	42	58		
				課長代理	16			
				計	58			
6級	困難な業務を所掌する課長、所長、参事又は室長の職務	42	14.9%	参事	5	42	14.9%	課長級
				室長	2			
				所長	1			
				課長	34			
				計	42			
7級	部長又は理事の職務	13	4.6%	理事	6	13	4.6%	部長級
				部長	7			
				計	13			
	合計	282	100.0%					

(7) 職員手当の状況

① 期末勤勉手当

(令和6年4月1日現在)

支給期	武 雄 市		国	
	(期末手当)	(勤勉手当)	(期末手当)	(勤勉手当)
6 月期	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分
12 月期	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分
計	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		有	
			職制上の段階、職務の 級等による加算措置	
			有	

② 退職手当

(令和6年4月1日現在)

勤 続 期 間	武 雄 市		国	
	(自己都合)	(勸奨・定年)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続 20 年	19.6695 月分	24.5869 月分	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.2708 月分	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分

③ 特殊勤務手当

(令和5年度決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合		6.4%
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額		4 万 770 円
手当の種類 (手当数)		10
代表的な手当の人称	支給額の多い手当	社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている 手当	市税徴収事務手当 競輪開催業務手当

④ 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当

(令和6年4月1日現在)

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給	同じ
住居手当	借家に居住する職員に対して支給	一部異なる
通勤手当	通勤距離が片道 2 k m 以上で、交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に対して支給	一部異なる
単身赴任 手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対して支給	同じ

⑤ 時間外勤務手当

(令和5年度決算)

令和5年度	支給総額	9701 万 7017 円
	職員 1 人当たり支給年額	32 万 9990 円

(8) 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額	区 分		報 酬 月 額
給 料	市 長	95 万 0000 円	報 酬	議 長	49 万 0000 円
	副市長	76 万 0000 円		副議長	44 万 0000 円
				議 員	41 万 0000 円
期 末 手 当		6 月期 1.70 月分	12 月期 1.70 月分	計 3.40 月分	

4 職員の勤務時間及び休暇に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38. ⁷⁵ 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時から午後 1 時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況

(令和 5 年)

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	取 得 率 (B) / (A)
9,396 日	2,779 日	243 人	11. ⁴ 日	29. ⁶ %

※ 対象職員は、全期間を在職した市長部局の職員

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外勤務平均時間数
4 万 3444 時間	155. ⁷ 時間

(4) 休暇等の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	休暇等の期間	摘要
年次休暇	1 年につき 20 日間	
公務災害休暇	必要と認める期間	公務災害であると認定され、勤務することが困難な場合
結核性疾患休暇	・勤続年数 1 年未満の者 6 月以内 ・1 年以上 5 年未満の者 1 年以内 ・5 年以上の者 1 年 6 月以内	
病気休暇	90 日以内 180 日以内（特定疾病の場合）	公務災害以外の負傷や病気により勤務が困難な場合
生理休暇	3 日以内	生理日の勤務が著しく困難な職員が請求した場合
産前及び産後通院休暇	その都度必要と認められる時間 ・妊娠満 23 週までの期間 4 週間に 1 回 ・妊娠満 24 週から満 35 週までの期間 2 週間に 1 回 ・妊娠満 36 週から分べんまでの期間 1 週間に 1 回 ・産後 1 年までの期間 1 回	妊娠中又は産後 1 年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合
産前及び産後休暇	産前 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内 産後 8 週間	
育児時間休暇	1 日 2 回合計 90 分を超えない時間（男性職員の場合は当該子の母親との調整がある）	生後 1 年に達しない子を育てている職員が、その子を保育するため請求した場合
慶弔休暇	忌引 死亡した者により 1 日から 10 日の連続する日数 父母の祭日 1 日 婚姻 7 日	親族が死亡した場合。職員が結婚した場合
出産補助休暇	2 日の範囲内の期間	職員が配偶者の出産により退院の付添い等に従事するため休暇を請求した場合
夏季休暇	5 日の範囲内の期間	6 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
骨髄移植のための休暇	必要な検査、入院等に要する期間	職員が骨髄移植のための骨髄液を提供するために休暇を請求した場合

ボランティア休暇	1年に5日を超えない範囲内	職員が報酬を得ないで被災者、障害者等に対する支援活動などを行う場合
家族の看護のための休暇	1年に5日（対象者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内	3親等以内の親族を養育する職員が、その親族の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合
育児参加のための休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）から産後8週間までの期間において5日の範囲内	職員の妻、又は職員の子若しくは当該子の配偶者が妊娠・出産期にある職員が当該出産に係る子又は小学校就学前の子の育児を行うため請求した場合
育児休業	子が生後3年に達する日までの間で承認された期間	職員が3歳に満たない子を養育する場合。休業期間は無給
介護休暇	通算して6月の期間内（3回以下）	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合。無給
短期介護休暇	1年に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合
妊娠障害休暇	7日の範囲内の期間	妊娠中の女性職員が悪阻のため、勤務することが困難な場合
不妊治療等のための休暇	1年に5日（頻繁な通院が必要な治療は10日）を超えない範囲内	不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
その他の特別休暇	勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、その都度必要と認める期間。 ただし、住居滅失等は1週間を超えない範囲内。	・感染症等予防のため法により交通制限又は遮断があった場合 ・天災等による出勤することが著しく困難であると認められる場合 ・天災等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合 ・選挙権等公民権を行使する場合 ・所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部が停止される場合

(5) 育児休業の状況 (令和5年度、単位：件)

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	3	6
育児休業期間延長の承認件数	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

(令和5年度、単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	8	0	8
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	8	0	8

(2) 懲戒等処分者数

(令和5年度、単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

6 職員の営利企業等従事許可等に関する服務の状況

(1) 営利企業等従事許可の状況

(令和5年度、単位：件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	4
計	4

7 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

(令和5年度、単位：人)

区 分	研 修 内 容	受講者数
階層別研修	新採、管理職研修 等	248
特別研修	全職員研修	310
派遣研修	市町村職員中央研修所	0
	市町村振興協会主催研修等	180
	先進地視察研修・講演会等	0
	その他	9
合 計		747

8 職員の健康管理等に関する福祉の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (令和5年度、単位：人)

区 分	受診者
定期健康診断	140
人間ドック	182
胃がん検診	17
婦人検診	0
情報機器作業検診	38

(2) 職員の福利厚生

武雄市職員互助会への助成金 1,815,000 円 (令和6年度)

- ・ 互助会員の親睦、清掃活動等に対する補助

9 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和5年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (令和5年度)

該当なし